

地方分権提案について (障害児通所給付決定における 有効期間の見直し等)

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室

1. 障害児通所給付決定における有効期間の見直しについて

1. 概要

- 通所給付決定の有効期間は、通所給付決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と1月間から12月間までの範囲内で月を単位として市町村が定める期間を合算して得た期間となっている。
- 令和元年地方分権提案において、一度通所給付決定をした後、支給を継続していくことが大多数であり、1年毎の申請が保護者にとって負担となっていること、障害児通所支援に係る給付決定事務はサービスの伸びに伴い業務量が増加しており、業務負担軽減を図る必要があること等から、障害児通所支援に係る給付決定有効期間の上限を延長することが提案されていた。
- 「令和元年の地方からの提案等に対する対応方針」(令和元年12月23日閣議決定)においては、給付決定の実態等に係る調査を行い、制度運用の在り方について検討し、令和2年中に結論を得ることとされている。

2. 給付決定の考え方・実態等に係る調査について

- 給付決定の有効期間は、障害児の障害の状態等には変化があることから、その時点の状況を的確に把握し、サービスの適合性を確認するとともに、支給量の見直しを行うために定めているものである。
→有効期間見直しの検討に当たっては、時間の経過に伴う児童の障害の状態像の変化を把握することが重要であるため、令和2年9月に自治体向け調査を実施。

3. 調査概要及び結果

○調査内容

通所給付決定の際に実施すべき「5領域11項目」(※1)について、各自治体ごとにランダムに10人ずつ抽出して、平成30年、平成31年、令和2年の各4月1日時点における障害の状態等を調査。

(※1)食事、排せつ、入浴等における介助の必要性の度合いや、行動障害及び精神症状に係る障害の程度を図るための調査。

○調査対象自治体

34市町(政令指定都市+規模別・地域別にランダム抽出した市町)(※2)

(※2)全国7ブロック別に、人口10万人以上の規模で1市、人口5~10万人未満の規模で1市町をランダムでそれぞれ抽出して調査を実施。

○調査対象人数

230人

○調査結果

未就学児の87%、就学児の84%について、状態の変化が認められた。

(※ 平成30年→平成31年、平成31年→令和2年のいずれかで1項目でも変化があった児童の割合。)

・未就学児：食事・排せつは約4割、入浴・移動は約3割の児童に状態像の変化あり。

行動障害等の項目でも多くの児童に状態像の変化が認められた。

・就学児：行動障害等の項目で多くの児童に状態の変化が認められた。

4. 検討の方向性

- 前述の調査結果では、5領域11項目の調査結果に変化が生じた障害児の割合は8割以上であり、未就学児及び就学児ともに、時間の経過に伴い多くの障害児の障害の状態が変化することが分かった。
- 当該調査は5領域11項目の調査結果の給付決定への勘案の実態までは明確にしたものではないが、現状のまま給付決定有効期間の上限を延長することは、サービスの適合性の確認や状態の変化に応じた支給量の見直しを図る機会を失わせる可能性がある。
- これらを踏まえ、現状で、通所給付決定の有効期間の見直し(上限の延長)を行うことについて、どのように考えるべきか。

5. 参考資料1 (調査結果詳細)

- 調査対象人数: 230人
- 調査対象時点: 平成30年、平成31年、令和2年のそれぞれ4月1日

	自治体名	状態変化があった児童数		調査対象児童数 (母数)	
		未就学児	就学児	未就学児	就学児
政令市	A市	5	5	5	5
	B市	3	4	5	5
	C市	3	5	5	5
	D市	4	4	5	5
	E市	4	4	5	5
	F市	5	4	5	5
	G市	5	4	5	5
	H市	5	5	5	5
	I市	4	5	5	5
	J市	2	5	5	5
	K市	5	2	5	5
	L市	4	4	5	5
	M市	5	5	5	5
	N市	5	5	5	5
一般市	O市	4	2	5	5
	P市	5	4	5	5
	Q市	4	5	5	5
	R市	5	5	5	5
	S市	3	1	5	5
	T市	5	5	5	5
	U市	5	5	5	5
	V市	5	5	5	5
	W市	5	4	5	5
合計	23自治体	100人	97人	115人	115人
状態変化があった児童の割合 (%)		87%	84%		

○ 2年間での項目別変化の割合【H30.4～R2.4における変化】

	食事	排せつ	入浴	移動	行動障害および精神症状						
					強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動	睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）	自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為	気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する	再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる	他者と交流するとの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる	学習障害のため、読み書きが困難
未就学児	39.1%	43.5%	29.6%	30.4%	41.7%	31.3%	40.9%	8.7%	14.8%	25.2%	24.3%
就学児	20.9%	28.7%	24.3%	33.9%	41.7%	27.0%	34.8%	22.6%	21.7%	38.3%	31.3%

○ 1年間での項目別変化の割合【H30.4～H31.4、31.4～R2.4における変化】

	食事	排せつ	入浴	移動	行動障害および精神症状						
					強いこだわり、多動、パニック等の不安定な行動や、危険の認識に欠ける行動	睡眠障害や食事・排せつに係る不適応行動（多飲水や過飲水を含む）	自分を叩いたり傷つけたり他人を叩いたり蹴ったり、器物を壊したりする行為	気分が憂鬱で悲観的になったり、時には思考力が低下する	再三の手洗いや繰り返しの確認のため日常動作に時間がかかる	他者と交流するとの不安や緊張、感覚の過敏さ等のため外出や集団参加ができない。また、自室に閉じこもって何もしないでいる	学習障害のため、読み書きが困難
未就学児	22.6%	27.4%	17.0%	18.7%	27.4%	20.0%	27.0%	6.5%	9.1%	16.5%	15.2%
就学児	12.6%	17.0%	16.5%	19.6%	25.2%	18.7%	22.6%	15.2%	13.9%	26.5%	20.4%

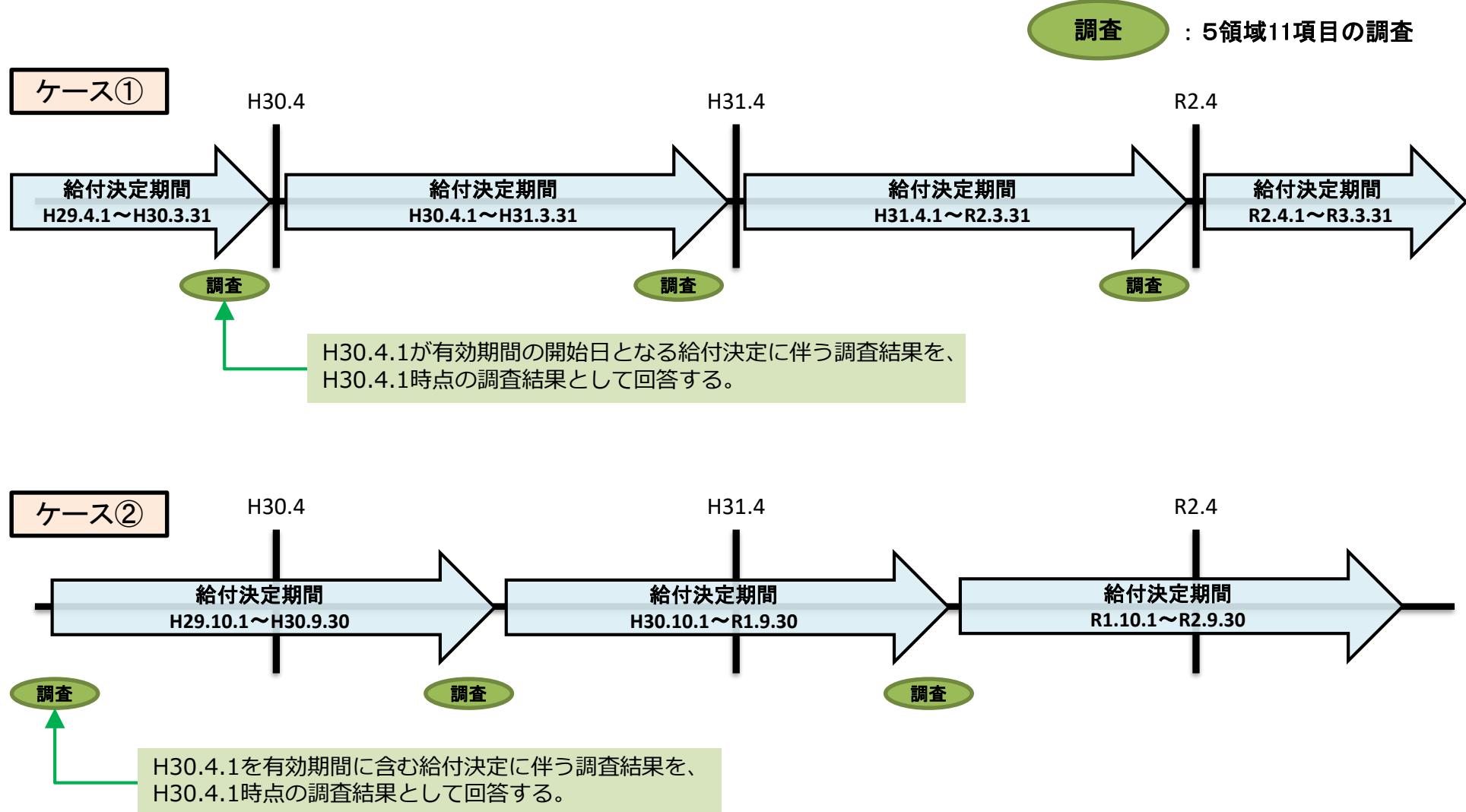
○ 2年間(H30.4～R2.4)における同一項目数別の人数の割合

※同一項目数が「11項目」=2年間で変化がなかったケース

	調査期間における同一項目数(児童数)												
	0項目	1項目	2項目	3項目	4項目	5項目	6項目	7項目	8項目	9項目	10項目	11項目	合計
人数	1人	0人	4人	4人	13人	20人	27人	33人	32人	38人	24人	34人	230人
全体の割合	0.4%	0.0%	1.7%	1.7%	5.7%	8.7%	11.7%	14.3%	13.9%	16.5%	10.4%	14.8%	100.0%

5. 参考資料2（調査対象）

○以下のケース①、ケース②のように、平成30年、平成31年、令和2年のそれぞれ4月1日の各時点における直近の調査結果を比較して、その変化を整理した。



2. 放課後等デイサービス利用対象児童の拡大について

放課後等デイサービス利用対象児童の拡大に関する検討経緯

平成30年地方分権推進改革提案

＜求める措置の具体的内容＞

- 現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けることができるが、学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

＜平成30年の方針等に関する対応方針（抄）（平成30年12月25日閣議決定）＞

- 放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

第99回社会保障審議会障害者部会（令和2年3月4日：持ち回り開催）

＜検討の方向性（抜粋）＞

- 対象児童の拡大に伴う財政影響等を考慮せず、報酬改定の議論の枠外で対象拡大の要否について結論を出すことは、放課後等デイサービス全体の報酬のあり方に影響を与える恐れがある。
- 放課後等デイサービスの利用対象として専修学校に通う児童を新たに追加することについて現時点では困難と暫定的に結論付けたうえで、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、放課後等デイサービスの報酬のあり方全体の中で検討することとしてはどうか。

第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム（令和2年10月5日）

＜検討の方向性（抜粋）＞

- 提案自治体の意見にもあるとおり、学校教育法第1条に規定する「学校」に在籍するか、専修学校又は各種学校に在籍するかによって、障害のある児童への療育の必要性は変わりないと考えられるのではないか。
一方で、放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられてきた点も考慮する必要があるのではないか。

※ 第16回障害福祉サービス等報酬改定検討チームで頂いたご意見を事務局において整理したもの

＜主な意見＞

- 中学卒業後に多様な道を選ぶ障害児が増えている中で、今後使えるサービスを検討していく必要がある。放課後等デイサービスには、学校と連動した支援の実施が求められる前提がある点からも、制度のあり方自体の議論を行った上で対象拡大を検討した方がよいのではないか。
- 放課後等デイサービスの対象拡大について、専修学校などの児童を排除することは余りいいことではない。学校と放課後等デイサービスの事業所がしっかりと連携することを条件に、専修学校なども対象に含めるべきではないか。
- 放課後等デイサービスは何を行う場所であるのかという方向性が、社会情勢も含めて変わってきた。保護者のレスパイトや一時預かりということがメインになるような傾向がある。そもそも放課後等デイサービスとはどういうものなのかを改めて議論しないと、対象者の拡大にも影響してくるので整理が必要ではないか。
- 放課後等デイサービスは、余りにも多様化している中で、できた当初の目的に沿おうとして、いろんな矛盾が生じているのではないか。その象徴的な論点として、各種学校等に通っている方たちの受け入れということがあるのではないか。そのニーズがあるという場合に、何らかのサービスを提供しなければいけないと思うが、できた当初にその事業が想定していた範囲を超えるようなサービスを求められる場合がある。学校との連携について多く指摘がされているが、そういうことが果たされ、十分な効果が得られるのか、慎重な議論が必要なのではないか。
- 障害児を受け入れている専修学校、各種学校に幾つかヒアリング等を行って、どのような連携が障害児の方の自立につながるか、つまり、専修学校、各種学校に放課後等デイサービスのニーズがあるのかどうか。学校側の意見も聞いて、慎重な検討の参考にするとよいのではないか。

検討の方向性

報酬改定検討チームの意見も踏まえ、放課後等デイサービスが果たすべき役割等、制度のあり方を検討する中で、本論点についても検討すべきではないか。

現状・課題

- 平成30年地方分権改革推進提案において、放課後等デイサービスの利用対象について、現行の「学校」に加え、専修学校に通う児童を対象とするよう提案が出されている。

- ・児童福祉法第6条の2の2 第4項

4 この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

※ 提案自治体等からの意見では、中学卒業後に、高校に進学せずに、専修学校等へ進学した障害児が念頭に置かれており、具体的には、以下のような意見が付されている。

- ・障害児の進学先等で、放課後等デイサービスの利用ができないことのないよう、公平に市民対応できるように改善して欲しい
- ・中学卒業後に、高校に進学しなかった(できなかった)障害児についても、療育が必要であれば、利用できるようにすべき
- ・インターナショナルスクール等に在籍する児童で、放課後等デイサービスが利用できなかつた事例がある等

- 提案も踏まえ、令和元年度障害者総合福祉推進事業「放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する調査研究」における市町村を対象としたアンケートの中で、専修学校・各種学校に対象を広げることに関する調査を実施(有効回答率61.9%)。

- ・中学卒業後、放課後等デイサービスの利用を希望したが、専修学校・各種学校に進学したため、放課後等デイサービスの利用が終結した利用者の有無:有り1.6%(放課後等デイサービス利用者で中学卒業者のあった自治体n=788のうち、13自治体)

- ・中学卒業後、放課後等デイサービスの利用を継続するために、専修学校・各種学校に進学をしなかった利用者の有無:有り0.3%(放課後等デイサービス利用者で中学卒業者のあった自治体n=788のうち、2自治体)

- ・専修学校、各種学校に在籍しているが、放課後等デイサービスの利用希望がある児童の有無:有り2.7%(回答自治体n=1078のうち、29自治体)

- ・専修学校・各種学校の在籍児童を対象とすべきと回答した市町村:18.4%(どちらともいえないが69.2%)

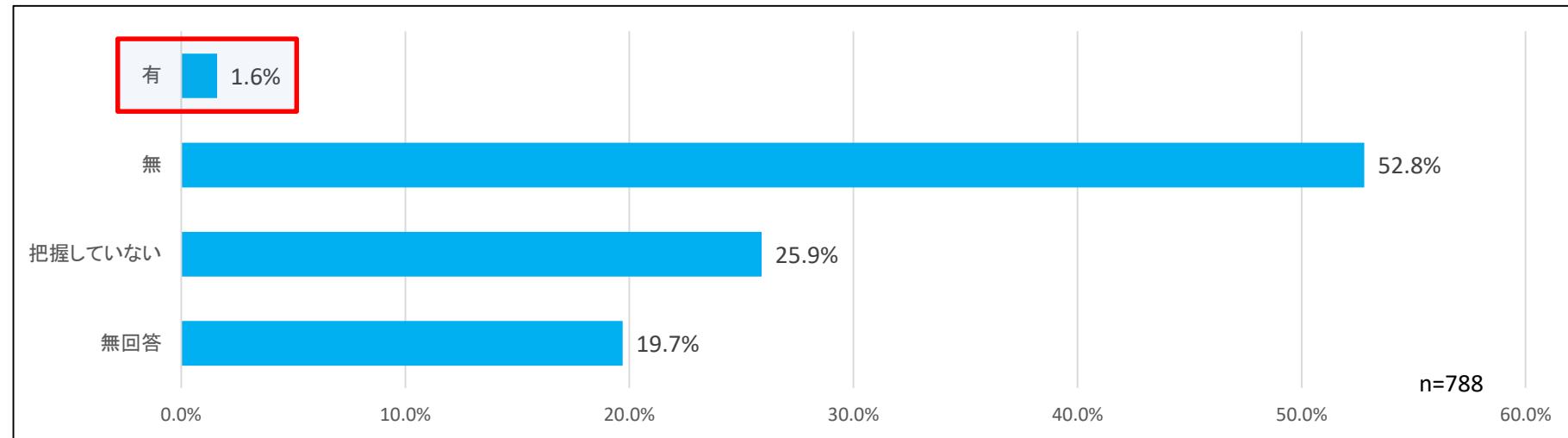
論 点

- 平成30年地方分権改革推進提案を踏まえ、専修学校・各種学校に通う児童を放課後等デイサービスの対象に加えることについて、どう考えるか。

検討の方向性

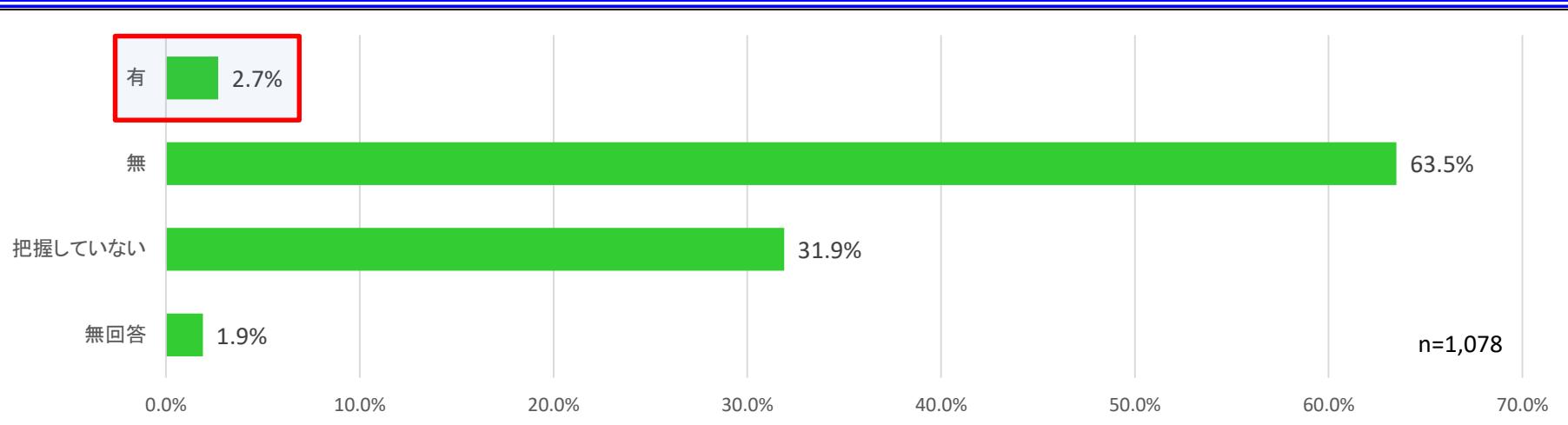
- 提案自治体の意見にもあるとおり、学校教育法第1条に規定する「学校」に在籍するか、専修学校又は各種学校に在籍するかによって、障害のある児童への療育の必要性は変わりないと考えられるのではないか。
一方で、放課後等デイサービスは、総合的な教育を行う機関としての学校と連携し、学校教育と相まって障害児の自立を促進するものとして位置付けられてきた点も考慮する必要があるのではないか。
- これらの点や、調査研究の結果も踏まえ、専修学校又は各種学校に通う児童を放課後等デイサービスの対象に加えることについて、どう考えるか。

放課後等デイサービス利用が終結した利用者の有無

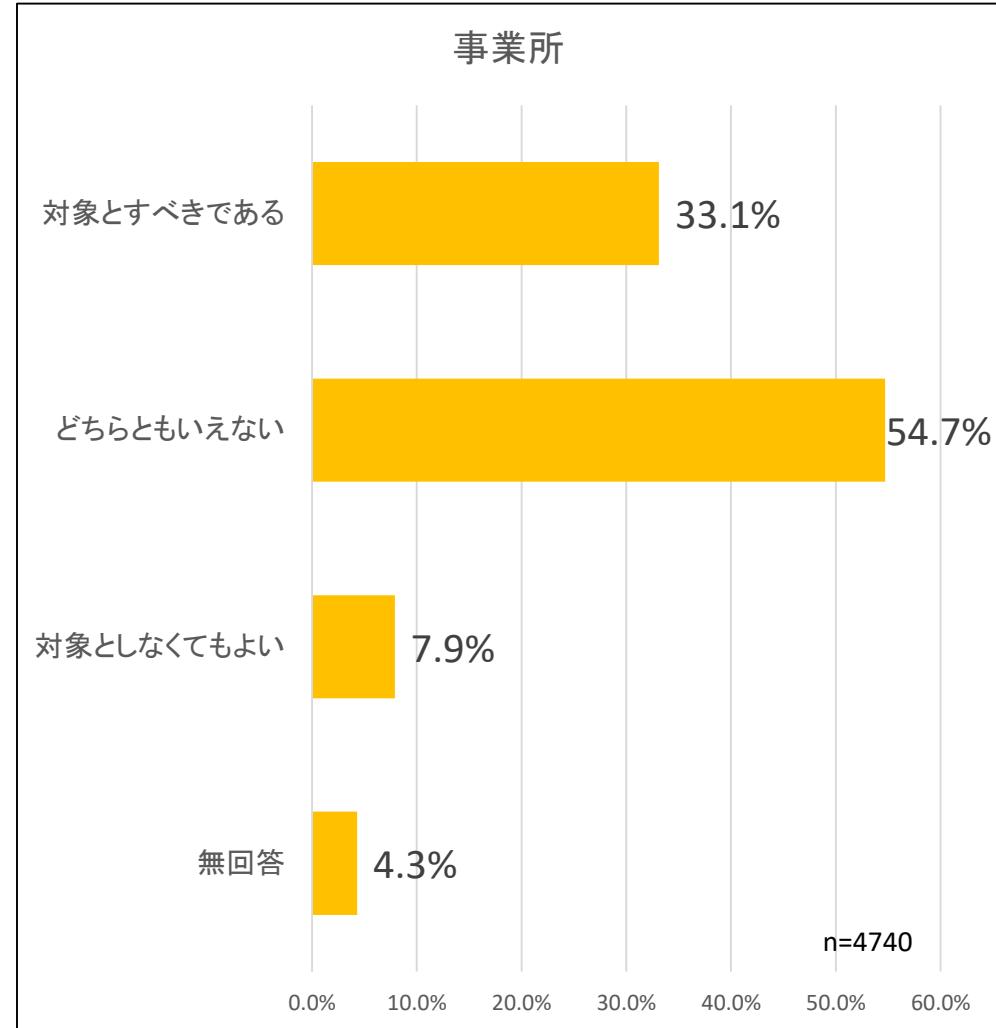
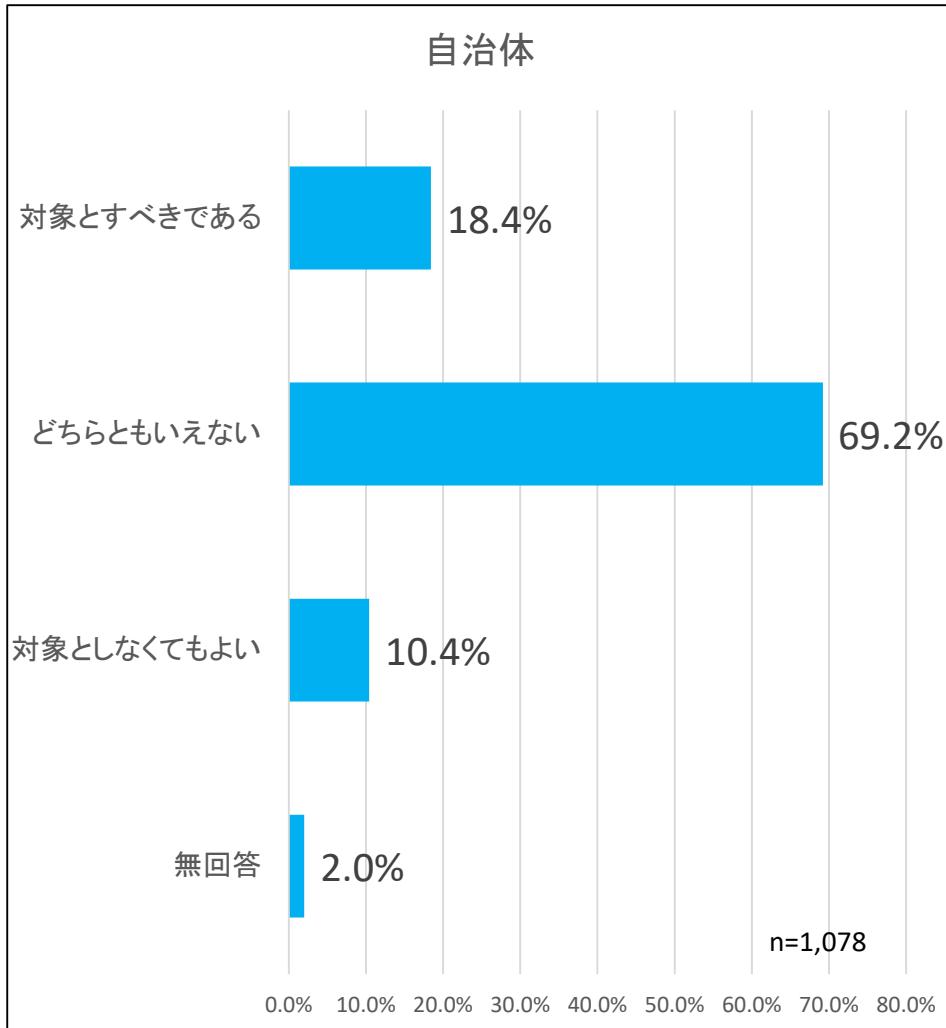


※ 利用者「有り」の自治体が1.6%(13自治体、平均2.54人)、調査有効回答率(61.9%)に基づいて、単純にこのまま専修学校・各種学校に対象を拡大したとすると、財政影響は約8千万円程度(費用ベース)と推計。

専修学校・各種学校に在籍しているが、放課後等デイサービスの利用希望がある児童の有無

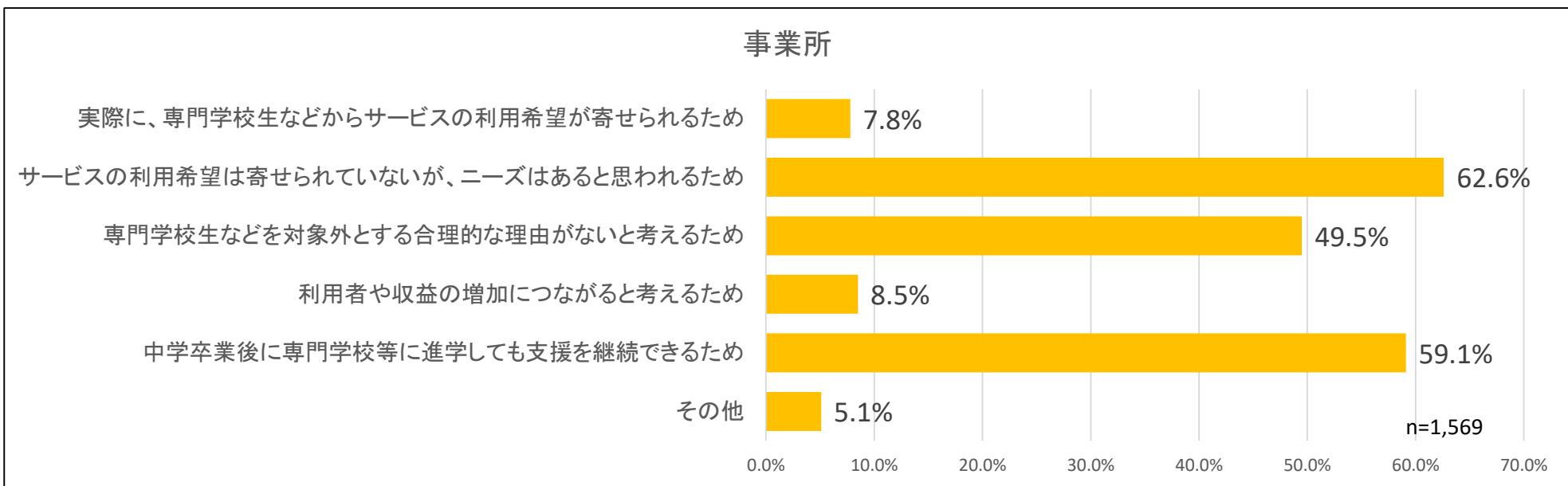
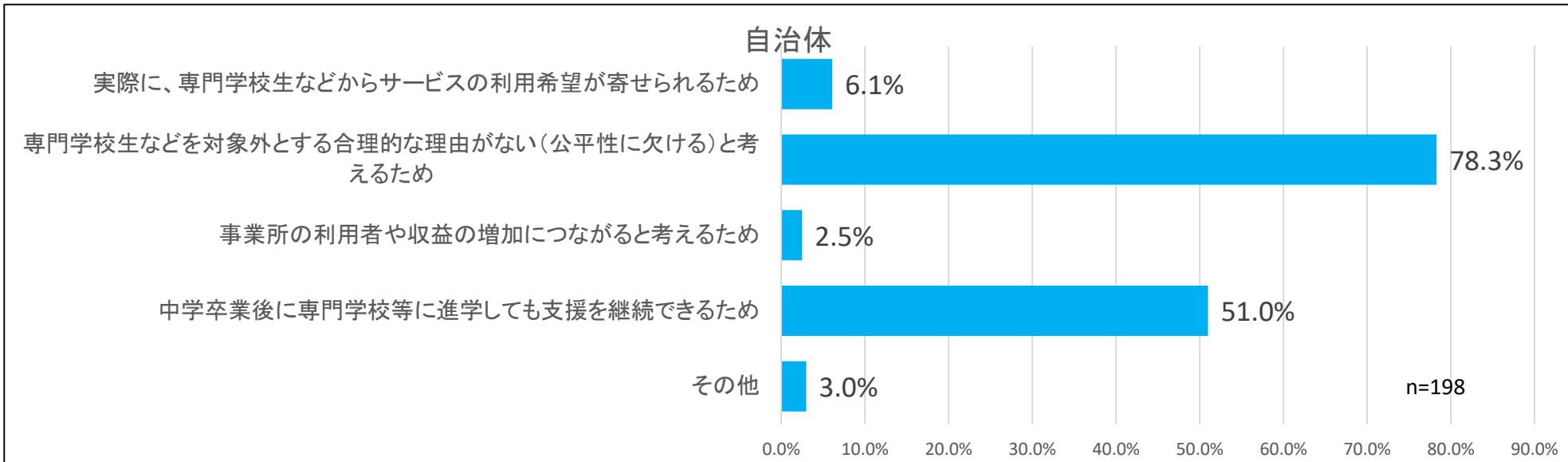


対象となっていない専修学校・各種学校の在籍児童を、 放課後等デイサービスの利用者とすることについて



出典:厚生労働省 令和元年度障害者総合福祉推進事業 放課後等デイサービスの実態把握及び質に関する研究 報告書

専修学校・各種学校を対象とすべきと考える理由(複数回答)



【現状と課題】

- 放課後等デイサービスの対象児童は、児童福祉法第6条の2の2第4項において学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児と定められている。
- 一方で、学校教育法第124条に定める**専修学校**及び同法134条に定める**各種学校**に通う児童は対象外とされている。
- こうした学校に通う障害児が障害児通所支援事業所の利用を希望した場合、放課後等デイサービスは利用できず、児童発達支援を利用しなければならない。
- また、平成30年度の地方分権改革推進提案において、専修学校に通う生徒を放課後等デイサービスの利用対象に加えるよう要望があり、実態を把握した上で2019年度末までに結論を得るとされた。

参考：平成30年度 地方自治体からの提案内容（東大阪市）

現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けることができるが、学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

平成30年度 地方からの提案等に関する対応方針（抄）（2018年12月25日閣議決定）

放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

専修学校・各種学校における放課後等ディサービスのニーズ調査結果

第99回社会保障審議会障害者部会(R2.3.4) 資料2抜粋

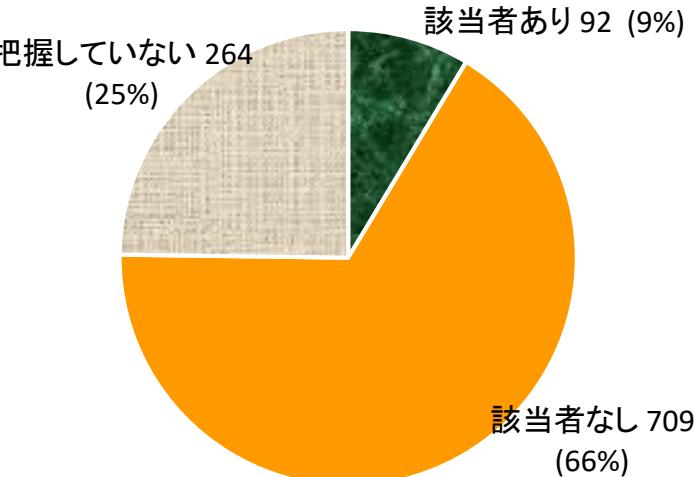
○ 検討に先立ち、専修学校・各種学校に通う児童について、放課後等ディサービスの利用ニーズを把握するため、都道府県及び市区町村に対するアンケート調査を行った。

- ・中学校既卒者や高校中退者から障害児支援担当に対して放課後等ディサービス利用の希望を相談した事例について、「あった」と回答した自治体は約9%（暫定値）であった。
- ・中学生の放課後等ディサービス利用者が専修学校・各種学校に進学したために放課後等ディサービスの利用を終了した事例について、「あった」と回答した自治体は約2%（暫定値）であった。

▼自治体調査（調査客体数=1,741自治体（悉皆））

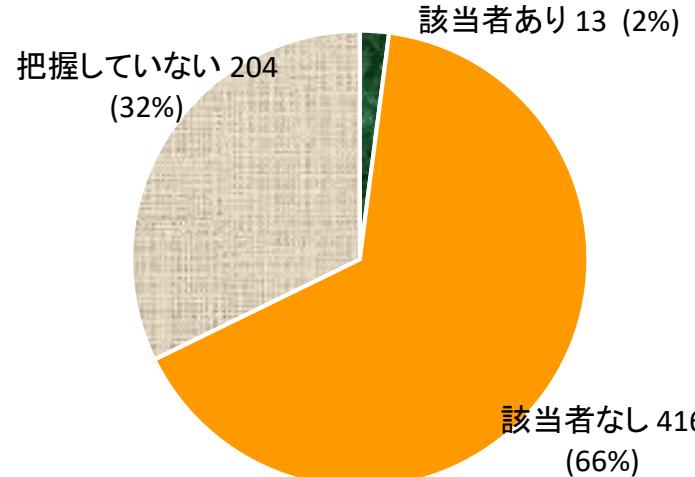
平成30年度1年間に中学校既卒者や高校中退者からの放ディ利用希望を受けたことがある自治体の数

（有効回答数=1,065）



平成30年3月に中学校を卒業した放ディ利用者がいる自治体のうち、「放ディの継続利用を希望していたが専修学校・各種学校に進学したため利用を終了した者」がいた自治体の数

（有効回答数=633）



※平成30年度地方分権改革推進提案(閣議決定)を踏まえ、その議論に資するために令和元年度推進事業において実施している調査の中から、2019年度末までに結論を出す必要があるため、暫定値としてデータを提供してもらったもの。

○ 放課後等デイサービスは

- ・学校通学中の障害児が、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進(障害福祉課資料)
- ・子どもに必要な支援を行う上で、学校との役割分担を明確にし、学校で作成される個別の教育支援計画等と放課後等デイサービス計画を連携させる等により、学校と連携を積極的に図ることが求められる(放課後等デイサービスガイドライン)

等、学習指導要領に基づく総合的な教育を行う機関としての学校と連動した支援の実施が求められており、単に年齢が高校就学相当であることを理由に一律に利用対象とすることが必ずしも適当とはいえない。

○ 一方で、たとえば専修学校制度では、修業年限が3年以上等の要件を満たしたとして文部科学大臣が指定した課程を修了した者は、高等学校卒業者と同様に大学入学資格が得られることとなっており、こうした課程を履修している障害児が、高等学校に通う障害児と同様と考えるといった整理も想定され得る。

○ 放課後等デイサービスの利用児童数は平成30年度で20万人を超え、給付費総額も約2,800億円と飛躍的に伸びており、令和2年1月15日に公表された「令和元年度障害福祉サービス等経営概況調査」においても、放課後等デイサービスの収支差率は平成29年度の9.1%から平成30年度の11.0%に増加していることから、質の担保とともに、財政的な影響にも留意する必要がある。

○ 翻って今回の調査結果を見ると、中学生の放課後等デイサービス利用者が専修学校・各種学校に進学したために放課後等デイサービスの利用を終了したケースが1件以上あった自治体が2% (暫定値) と、利用ニーズは比較的限られているが、中学校既卒者や高校中退者からの放デイ利用希望が年間1件以上寄せられた自治体が9% (暫定値) は存在することを考えると、対象児童の拡大に伴う財政影響等を考慮せず、報酬改定の議論の枠外で対象拡大の要否について結論を出すことは、放課後等デイサービス全体の報酬のあり方に影響を与える恐れがある。

以上を踏まえ、放課後等デイサービスの利用対象として専修学校に通う児童を新たに追加することについて現時点では困難と暫定的に結論付けたうえで、令和3年度障害福祉サービス等報酬改定において、放課後等デイサービスの報酬のあり方全体の中で検討することとしてはどうか。

○ 専修学校は、昭和51年に新しい学校制度として創設された。

学校教育法の中で専修学校は、「職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校であるとされ、実践的な職業教育、専門的な技術教育を行う教育機関として、多岐にわたる分野でスペシャリストを育成している。

専修学校は、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準(専修学校設置基準等)を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置される。

○ 各種学校とは、明治12年の教育令中「学校は小学校・中学校・大学校・師範学校・専門学校、その他各種の学校とする」に始まるといわれており、和洋裁、簿記、珠算、自動車整備、調理・栄養、看護師、保健師、理容、美容、タイプ、英会話、工業などをはじめとする各種の教育施設を含んでいる。

各種学校は、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準(各種学校規程等)を満たしている場合に、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置される。(例:簿記学校、自動車学校、医療・看護系学校、語学学校、インターナショナル・スクール など)

(文部科学省公表資料を参考に障害福祉課にて作成)

○学校教育法(昭和22年法律第26号) <抜粋>

第1条 この法律で、**学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校**とする。

第124条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは実際生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。)は、**専修学校**とする。

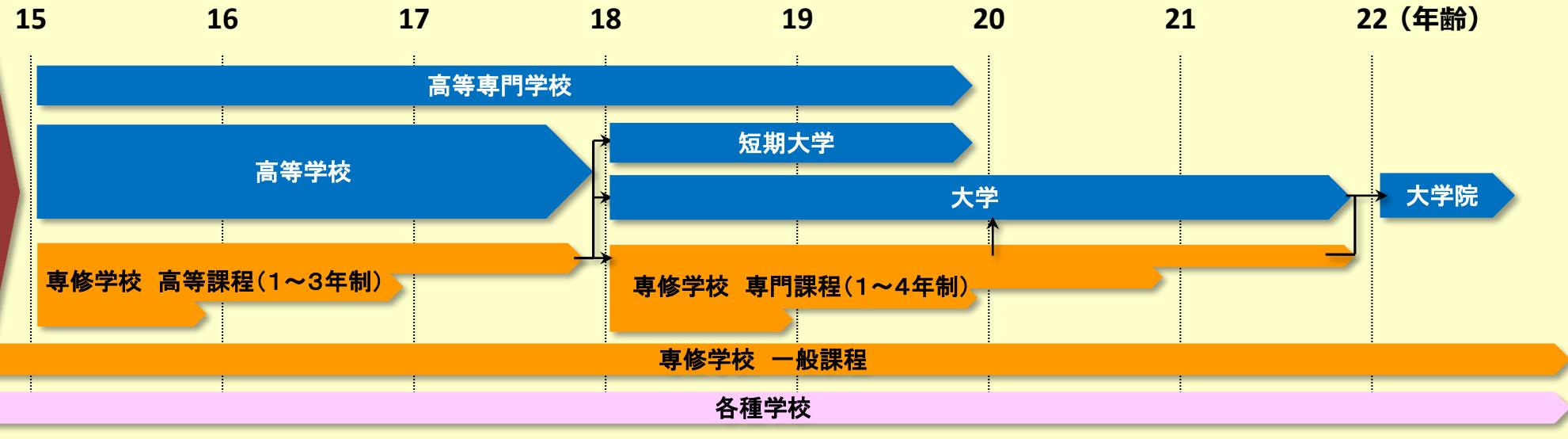
- 一 修業年限が一年以上であること。
- 二 授業時数が文部科学大臣の定める授業時数以上であること。
- 三 教育を受ける者が常時四十人以上であること。

第125条 専修学校には、高等課程、専門課程又は一般課程を置く。

- 2 専修学校の高等課程においては、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められた者に対して、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて前条の教育を行うものとする。
- 3 専修学校の専門課程においては、高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところによりこれに準ずる学力があると認められた者に対して、高等学校における教育の基礎の上に、前条の教育を行うものとする。
- 4 専修学校の一般課程においては、高等課程又は専門課程の教育以外の前条の教育を行うものとする。

第134条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの(当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第百二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。)は、**各種学校**とする。

○専修学校・各種学校制度の位置付け



凡例: 1条校 → 専修学校 → 各種学校

(文部科学省公表資料を参考に障害福祉課にて作成)

○専修学校・各種学校の学校数・生徒数

区分	学校数	生徒数
専修学校	3, 137	659, 693
うち高等課程	408	35, 071
うち専門課程	2, 805	597, 870
うち一般課程	146	26, 752
各種学校	1, 119	116, 920

(出典)令和元年度学校基本調査(文部科学省)

○専修学校・各種学校の修業年限等

	専修学校	各種学校
修業年限	1年以上	1年以上。簡易に修得することができる技術、芸能等の課程は3月以上1年未満
授業時数	1年間にわたり 昼間学科: 800時間以上 夜間学科: 450時間以上	1年間にわたり 680時間以上 1年未満の場合にあっては、その修業期間に応じて授業時数を減じて定める
生徒数	教育を受ける者が常時40人以上	教員数、施設及び設備その他の条件を考慮して適当な数

(文部科学省公表資料を参考に障害福祉課にて作成)